

「大学評価学会」会員の皆様へ

2014年12月22日

理事選出管理委員会

委員 赤木 和重（神戸大学）

川地亜弥子（神戸大学）

(告知) 理事の選出について

第VI期（2015年3月1日～／任期3年）の理事の選出を、下記の要領で行います。

- ・2014年12月：「告知」をHP上にアップ。
- ・2015年1月：「告知」および「会員名簿」を会員へ送付。
- ・2015年2月13日（金）：立候補者および推薦候補者の受け付け（内規6）
- ・2015年2月28日（土）：総会（投票または議決）

内規6に基づいて、「会員からの立候補者ないしは会員3名の推薦による立候補者および前期理事会の推薦による候補者」を、2月13日（金）まで受け付けます。

○連絡先：理事選出管理事務

〒657-8501

神戸市灘区鶴甲3-1-1 神戸大学発達科学部

渡部 昭男

akiowtnb@port.kobe-u.ac.jp

電話／FAX 078-803-7726

*選挙管理事務補佐：金丸 彰寿（神戸大学大学院生／会員）

○大学評価学会規約

（役員）

第10条 本会に次の役員をおく。役員任期は3年とし、再任を認める。

- | | |
|---------|--------|
| 1 代表理事 | 1～3名 |
| 2 副代表理事 | 若干名 |
| 3 理事 | 10～20名 |
| 4 事務局長 | 1名 |

5 幹事 若干名

第 11 条 代表理事および副代表理事は理事会において、理事の中から互選する。代表理事は会務を総括する。副代表理事は代表理事を補佐する。

第 12 条 理事は総会において会員の中から選出する。理事は理事会を構成して会務を処理する。理事会の議決は過半数とする。幹事は理事会において会員の中から選出する。幹事は学会実務における専門的機能を担当する。

(事務局)

第 13 条 事務局長は、理事会において理事の中から互選する。事務局長は、事務を処理する。

第 14 条 事務局員は、会員の中から理事会の承認を経て代表理事が委嘱する。事務局員は事務局長を補佐する。若干名の事務局次長をおくことができる。

(会計監査)

第 15 条 本会に会計監査人 2 名をおく。会計監査人の委嘱は、会員の中から理事会の推薦にもとづき総会の承認を経て代表理事が行う。会計監査人の任期は 3 年とする。会計監査人は本会の会計を監査する。

...

(総会)

第 17 条 総会は本会の最高議決機関であり、年次活動方針の決定および役員選出等を行う。

第 18 条 本会は、毎年 1 回会員総会を大会時に開催する。理事会が必要であると認める時および会員の 3 分の 1 以上が請求する時は、代表理事は臨時の総会を招集する。

第 19 条 理事会は、総会の議事を事前に通知しなければならない。

第 20 条 理事会は、総会において会務及び会計を報告する。

第 21 条 総会における議決は、第 25 条の場合以外は出席会員の過半数による。

第 22 条 総会の議長は 2 名としその内 1 名は理事があたる。

○内 規

3. 理事選出管理委員会は選出前年の総会で設け、若干名の管理委員を選出する。理事選出管理に必要な細則は理事会が定める。

...

6. 理事の選出にあたっては、会員からの立候補者ないしは会員 3 名の推薦による立候補者および前期理事会の推薦による候補者を、選出管理委員会が総会 2 週間前までに受付し、候補者名簿を作成、総会時に名簿を掲示する。候補者が理事定数を超えた場合は総会時に出席会員による投票を行い、上位者をもって当選者とする。なお、候補者が理事定数内の場合は総会議決(第 21 条)にもとづいて選出するものとする。また、在任期間中に理事が辞任した場合、理事会は補充を行うことができる。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

7. 理事会の承認を経て、顧問を若干名おくことができる。